

平成 21 年

資産等報告書審査意見書

平成 21 年 11 月 25 日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「平成21年資産等報告書」（平成21年9月17日付け21柳総務第1703号による審査依頼）について、平成21年10月6日から10月19日までの間に審査会を開催した。

その審査の経過と結果は、下記のとおりである。

## 記

### 1 審査の概要

#### (1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書は、市長など4名、議員30名と報告義務者の配偶者に係るものであった。

その内訳は、次のとおりである。

① 報告義務者	34名
② 報告義務者の配偶者	33名
合計	67名

#### (2) 資産等報告書の審査状況等

##### ① 第1回審査（平成21年第6回審査会）

日時 平成21年10月6日（火）  
午前10時から午前11時50分まで  
会場 柳川市役所三橋庁舎5階第9会議室

##### ② 第2回審査（平成21年第7回審査会）

日時 平成21年10月14日（水）  
午前9時30分から午前11時05分まで  
会場 柳川市役所柳川庁舎3階第2会議室

##### ③ 第3回審査（平成21年第8回審査会）

日時 平成21年10月19日（月）  
午前9時35分から午前11時30分まで  
会場 柳川市役所柳川庁舎3階第2会議室

## 2 審査意見

前年より記載内容が改善されており、特段の疑義はなく、政治倫理条例の規定に基づき概ね適正に報告されているものと認める。

## 3 審査会からの要請

審査会は、審査をより充実させるため、次のとおり要請する。

### (1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と積極的な報告の要請

資産等報告書の内容を、より明確で透明性のあるものとするため、資産等報告書の提出に際して、次のとおり要請する。

- 預貯金及び金融機関からの借入金について金融機関の残高証明書、収入について確定申告書、給与支払報告書等の証明書類の添付を検討されたい。
- 税等の納付状況について、柳川市の市税や使用料だけでなく、その他の該当する項目（例えば他市町村に納付する固定資産税や県に納付する自動車税など）の記入もれに注意されたい。また、その証明書（当該市町村発行の証明書又は領収証の写しなど）の添付を検討されたい。
- 関連会社等報告書には、条例施行規則第2条第5項の規定にあるように、報告義務者が一括して記入されたい。
- 誤記及び記載もれがないよう、提出前に再度点検をお願いする。

### (2) 資産等報告書審査意見書の広報について

資産等報告書審査意見書については、広報紙に掲載し、その内容については分かりやすいものとする。また、ホームページにおいても、分かりやすい表現で、広く市民に広報すること。

### (3) 条例等の見直しについて

報告内容の一部に不統一な点が見受けられることから、運用面で統一化を図られるとともに、さらに透明性を高めるため、条例及び条例施行規則の改正を検討されるよう要請する。

- 条例第6条第1項第1号の資産報告書について、当座預金や普通預金等の流動性預貯金も、報告すべき資産等に含めるようにすること。
- 条例は、報告すべき資産等に関する残高証明書、確定申告書等の証明書類の添付を義務付けていないため、報告すべき資産等の記載についての信

憑性が裏づけられていない。報告すべき資産等の記載を裏付ける証明書類の添付を義務付けるようにすること。

- 条例第6条第1項第5号の関連会社等報告書について、条例施行規則様式の注意書きにあるように、会社組織となっていない個人事業主も対象にすること。
- 条例施行規則第4条第1項の規定にある資産等報告書の訂正について、5年の保存期間満了まで間違っただ情報そのまま閲覧に供されることがないよう、当審査会の審査により記載誤り等を指摘されたとき、あるいは報告義務者が記載誤り等に気づいたとき、訂正等ができるようにすること。

平成21年11月25日

柳川市政治倫理審査会

会 長	石 橋 茂
副会長	三 島 正 寛
委 員	古 賀 壽 代
委 員	立 花 洋 介
委 員	目 野 博 子